

幼稚園・保育所の園児・職員が 新型コロナと診断された場合の対応について

別添③

陽性となった園児・職員等と接触がある方のリストアップをお願いします。
対象者に対し、自宅待機や健康観察の協力を施設側からお願いしてください。

① 陽性者と接触のあった方をリストアップしてください。

陽性者からの聞き取りで発症日（無症状の場合は検体採取日）を確認のうえ、感染可能期間（発症日の2日前から最終接触日まで）に接触のあった方について、次の例を参考にリストアップしてください。

◎陽性者の発症日： 月 日

陽性者がマスクをしていなかった場合

- 陽性者と同じクラスのマスクをしていない園児
- 陽性者と同じ部屋で合同保育をした、マスクをしていない園児
- 陽性者と同じテーブルで食事をした園児や職員
- 陽性者と特別仲の良い、マスクをしていない園児
- 陽性者の気道分泌や体液等に直接接触した園児と職員
 - ※おむつ替えやよだれを拭いた職員、よだれのついたおもちゃを共有した園児は該当
- その他（上記以外で陽性者と密に接触があった園児と職員）

陽性者がマスクをしていた場合

- 陽性者と長時間一緒にいた、マスクをしていない園児
- 陽性者と同じテーブルで食事をした園児と職員
- 陽性者の気道分泌や体液等に直接接触した園児と職員
 - ※おむつ替えやよだれを拭いた職員、よだれのついたおもちゃを共有した園児は該当
- その他（上記以外で陽性者と密に接触があった園児と職員）

② リストアップされた方の自宅待機と健康観察を依頼してください。

陽性者との最終接触日の翌日から7日間、自宅待機とご家族又はご本人による健康観察（セルフチェック）をするよう、施設側からご家族又はご本人にお願いしてください。また、待機期間中は登園・出勤させず、不要不急の外出を控えるようお願いください。なお、保健所において、対象者に対するPCR検査は実施しません。

※すべての濃厚接触者は、4、5日目の自主検査で陰性を確認した場合、5日目から解除が可能です。詳細は「別添⑤ 自宅待機をされる濃厚接触者の方へ」をご覧ください。なお、自主検査は、他者の介助なしで自己採取を行うことが可能な場合にのみ実施してください。（医療従事者ではない方が、他者の採取の介助を行うことはできません。）

③ 風邪のような症状が出た場合は、医療機関の受診をさせてください。

自宅待機中に発熱やのどの痛みなど、風邪のような症状が出た場合、ご家族の方又はご本人が医療機関の受診予約をするようお願いください。

※受診方法については、「別添⑤ 自宅待機をされる濃厚接触者の方へ」をご覧ください。

④ 最終接触日の翌日から7日間が経過するまで、以下の点にご留意願います。

- ✓ 検温などでご自身の健康状態を確認してください。
- ✓ 高齢者や基礎疾患を有する方との接触は避けてください。
- ✓ 高齢者施設等への訪問、リスクの高い場所の利用や会食等を避けてください。
- ✓ マスクの着用などの感染対策をお願いします。

